

岩倉市史跡公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例による新旧対照表

新	旧
<p>(第1条による岩倉市史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)</p> <p>(設置) 第2条 大地遺跡及び鳥居建民家__を保存するとともに竪穴住居を復元し、市民の歴史学習及び憩いの場として利用に供するため、史跡公園を設置する。</p> <p><u>(利用の許可及び行為の禁止)</u> 第4条 史跡公園において次に掲げる利用をしようとする者は、<u>岩倉市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）の許可を受けなければならない。 (1)～(3) 略 2 前項の許可を受けようとする者は、<u>目的、期間、場所、内容</u>その他<u>教育委員会</u>が指示する事項を記載した申請書を<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。 3 史跡公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、<u>教育委員会</u>が特に必要と認められたものについては、この限りでない。 (1) 史跡公園の<u>施設等</u>を損傷し、又は<u>滅失</u>すること。 (2) 略 — (3)～(8) 略</p> <p>(利用の制限) 第5条 <u>教育委員会</u>は、史跡公園の管理のため必要があると認めるときは、史跡公園の利用を制限することができる。</p> <p>(損害賠償) 第6条 故意又は過失によって<u>史跡公園の施設等</u>を損傷し、又は滅失させた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき認めるときは、この限りでない。</p> <p>(第2条による岩倉市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部改正)</p> <p>(使用の許可) 第4条 スポーツ広場を使用しようとする者は、<u>岩倉市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）の許可を受けなければならない。 2 <u>教育委員会</u>は、スポーツ広場の管理に必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p>	<p>(設置) 第2条 大地遺跡及び鳥居建民家<u>(以下「民家」という。)</u>を保存するとともに竪穴住居を復元し、市民の歴史学習及び憩いの場として利用に供するため、史跡公園を設置する。</p> <p><u>(利用等の制限及び禁止)</u> 第4条 史跡公園において次に掲げる利用をしようとする者は、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。 (1)～(3) 略 2 前項各号の許可を受けようとする者は、<u>利用の目的、期間、場所及び内容</u>その他<u>市長</u>が指示する事項を記載した申請書を<u>市長</u>に提出しなければならない。 3 史跡公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、<u>市長</u>が特に必要と認められたものについては、この限りでない。 (1) 史跡公園の<u>施設</u>を損傷し、又は<u>汚損</u>すること。 (2) 略 (3) <u>指定された場所以外の場所で喫煙すること。</u> (4)～(9) 略</p> <p>(利用の制限) 第5条 <u>市長</u>は、史跡公園の管理のため必要があると認めるときは、史跡公園の利用を制限することができる。</p> <p>(損害賠償) 第6条 故意又は過失によって<u>施設その他の物件</u>を損傷し、又は滅失させた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき認めるときは、この限りでない。</p> <p>(使用の許可) 第4条 スポーツ広場を使用しようとする者は、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。 2 <u>市長</u>は、スポーツ広場の管理に必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p>

新	旧
<p>(使用の不許可)</p> <p>第5条 <u>教育委員会</u>は、スポーツ広場を使用しようとする者が、公の<u>秩序若しくは善良な風俗</u>を乱すおそれがあると認めるとき又は管理上支障があると認めるときは、使用を許可しない。</p> <p>(特別の設備)</p> <p>第6条 第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、スポーツ広場に特別の設備等をしてはならない。ただし、<u>教育委員会</u>の許可を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(使用者の義務)</p> <p>第7条 使用者は、スポーツ広場の使用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに第4条第2項の規定により許可に付された条件及び<u>教育委員会</u>の指示に従わなければならない。</p> <p>(許可の取消し及び使用の中止命令)</p> <p>第8条 <u>教育委員会</u>は、使用者が前条の規定に違反したとき又は公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、第4条第1項の許可を取り消し、又は使用者に対して使用の中止を命ずることができる。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第9条 使用者が故意又は過失によってスポーツ広場又は附属設備、器具等を<u>損傷又は滅失</u>したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき認めるときは、この限りでない。</p> <p>(第3条による岩倉市立体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正)</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第4条 体育館を利用しようとする者は、<u>岩倉市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）の許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、体育館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>(利用の不許可)</p> <p>第5条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育館の利用を許可しない。 (1)～(3) 略</p>	<p>(使用の不許可)</p> <p>第5条 <u>市長</u>は、スポーツ広場を使用しようとする者が、公の<u>秩序又は善良な風俗</u>を乱すおそれがあると認めるとき又は管理上支障があると認めるときは、使用を許可しない。</p> <p>(特別の設備)</p> <p>第6条 第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、スポーツ広場に特別の設備等をしてはならない。ただし、<u>市長</u>の許可を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(使用者の義務)</p> <p>第7条 使用者は、スポーツ広場の使用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに第4条第2項の規定により許可に付された条件及び<u>市長</u>の指示に従わなければならない。</p> <p>(許可の取消し及び使用の中止命令)</p> <p>第8条 <u>市長</u>は、使用者が前条の規定に違反したとき又は公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、第4条第1項の許可を取り消し、又は使用者に対して使用の中止を命ずることができる。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第9条 使用者が故意又は過失によってスポーツ広場又は附属設備、器具等を<u>き損又は滅失</u>したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき認めるときは、この限りでない。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第4条 体育館を利用しようとする者は、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、体育館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>(利用の不許可)</p> <p>第5条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育館の利用を許可しない。 (1)～(3) 略</p>

(4) その他教育委員会が適当でないと認めたとき。

(特別の設備)

第6条 第4条第1項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、体育館に特別な設備をし、又は設備を変更してはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(利用者の義務)

第7条 利用者は、体育館の利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに第4条第2項の規定により許可に付された条件及び教育委員会の指示に従わなければならない。

(許可の取消し及び利用の中止命令)

第8条 教育委員会は、利用者が前条の規定に違反したとき又は公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、第4条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(4) その他市長が適当でないと認めたとき。

(特別の設備)

第6条 第4条第1項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、体育館に特別な設備をし、又は設備を変更してはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(利用者の義務)

第7条 利用者は、体育館の利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに第4条第2項の規定により許可に付された条件及び市長の指示に従わなければならない。

(許可の取消し及び利用の中止命令)

第8条 市長は、利用者が前2条の規定に違反したとき又は公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、第4条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。